

## 会則の変更（案）

### 評議員

<b>現状</b> 第11条 1. 評議員は、同期の会員を代表し、同期との連絡に当たるほか、評議員会を組織し、会の業務の執行に協力する。 2. 評議員は、各卒業年次の期より2名程度、期において選出する。
<b>変更案</b> 第11条 1. 評議員は、同期の会員を代表し、同期との連絡に当たるほか、評議員会を組織し、会の業務の執行に協力する。 2. 評議員は、各卒業年次の期より <del>2名程度、期において</del> 選出する。
<b>変更の理由</b> 名簿の更新等の作業で情報通信技術に明るい評議員を登用する必要性が出てきている。 評議員の各期の人数制限を取り除き、同窓会活動に積極的に参画できる人を、期が集中しても柔軟に登用できるようにすることにより、より活性化させた同窓会活動を実現する。
<b>対応</b> 導入可能な期から進めていく。

### 会計期

<b>現状</b> 第19条 本会の会計期は、前会計期の締日の翌日より総会が開催される日の属する月の前月末日（但し、総会が月の月上旬に開かれる時はその前々月の末日）までとする。
<b>変更案</b> 第19条 <u>本会の会計期は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。</u>
<b>変更の理由</b> 従来の3年会計は期間が長すぎる。 3年後には卒業生が135名から96名に減少する予定で会費収入の減少が見込まれ、また周年記念での寄付など大型案件が出てくる可能性もあり、迅速な対応が必要となる。 学校への、さらに定期的に様々な事業（アーカイブ、中学校との連携など）を行っていく予定で期日が決まっている会計期がふさわしい。
<b>対応</b> 会計期を1年にするにより、その報告を行う総会も1年ごとに行う必要が出てくる。 総会は評議員会推薦の代議員をもって組織することにする。（初期の代議員は評議員を原則として、その他自薦、他薦の方も評議員会にて承認されれば代議員になれる）